

## 平成19年第1回佐渡市議会定例会会議録（第9号）

平成19年3月27日（火曜日）

### 議事日程（第9号）

平成19年3月27日（火）午後2時00分開議

#### 第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第12号まで、議案第37号から議案第40号まで、議案第61号、議案第67号、議案第70号から議案第74号まで、請願第1号、請願第4号、請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第18号まで、議案第41号、議案第42号、議案第62号から議案第64号まで、議案第69号、議案第75号、議案第80号、請願第2号、請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第21号、議案第43号、議案第81号から議案第83号まで、請願第3号、請願第9号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第22号から議案第36号まで、議案第44号から議案第46号まで、議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第76号、請願第5号、請願第7号

#### 第2 行財政改革特別委員会中間報告の件

#### 第3 発議案第1号

#### 第4 議案第77号

#### 第5 議案第78号

#### 第6 議案第79号

#### 第7 委員会の閉会中の継続審査の件

#### 第8 議員の派遣について

### 本日の会議に付した事件

#### 追加日程 緊急質問

#### 日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第12号まで、議案第37号から議案第40号まで、議案第61号、議案第67号、議案第70号から議案第74号まで、請願第1号、請願第4号、請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第18号まで、議案第41号、議案第42号、議案第62号から議案第64号まで、議案第69号、議案第75号、議案第80号、請願第2号、請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第21号、議案第43号、議案第81号から議案第83号まで、請願第3号、請願第9号

(建設文教常任委員会付託案件)

議案第22号から議案第36号まで、議案第44号から議案第46号まで、議案第65号、  
議案第66号、議案第68号、議案第76号、請願第5号、請願第7号

日程第2 行財政改革特別委員会中間報告の件

日程第3 発議案第1号

日程第4 議案第77号

日程第5 議案第78号

日程第6 議案第79号

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第8 議員の派遣について

---

出席議員（56名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 松本展国君  | 2番  | 大石惣一郎君 |
| 3番  | 本間勘太郎君 | 4番  | 中村剛一君  |
| 5番  | 臼杵克身君  | 6番  | 島倉武昭君  |
| 8番  | 欠員     | 9番  | 金田淳一君  |
| 10番 | 臼木優君   | 11番 | 山本伊之助君 |
| 12番 | 浜田正敏君  | 13番 | 廣瀬擁君   |
| 14番 | 大谷清行君  | 15番 | 小田純一君  |
| 16番 | 末武栄子君  | 17番 | 小杉邦男君  |
| 18番 | 池田寅一君  | 19番 | 大桃一浩君  |
| 20番 | 中川隆一君  | 21番 | 岩崎隆寿君  |
| 22番 | 高野庄嗣君  | 23番 | 中村良夫君  |
| 24番 | 石塚一雄君  | 25番 | 若林直樹君  |
| 26番 | 田中文夫君  | 27番 | 金子健治君  |
| 28番 | 村川四郎君  | 29番 | 高野正道君  |
| 30番 | 名畑清一君  | 31番 | 志和正敏君  |
| 32番 | 金山教勇君  | 33番 | 臼木善祥君  |
| 34番 | 渡邊庚二君  | 35番 | 佐藤孝君   |
| 36番 | 金光英晴君  | 37番 | 葛西博之君  |
| 38番 | 猪股文彦君  | 39番 | 川上龍一君  |
| 40番 | 本間千佳子君 | 41番 | 大場慶親君  |
| 42番 | 本間武雄君  | 43番 | 根岸勇雄君  |
| 44番 | 牧野秀夫君  | 45番 | 近藤和義君  |
| 46番 | 熊谷実君   | 47番 | 本間勇作君  |
| 48番 | 祝優雄君   | 49番 | 兵庫稔君   |

|     |   |   |     |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 50番 | 竹 | 内 | 道   | 廣 | 君 | 51番 | 岩 | 野 | 一 | 則 | 君 |
| 52番 | 渡 | 部 | 幹   | 雄 | 君 | 53番 | 浜 | 口 | 鶴 | 藏 | 君 |
| 54番 | 大 | 澤 | 祐治郎 |   | 君 | 55番 | 肥 | 田 | 利 | 夫 | 君 |
| 56番 | 加 | 賀 | 博   | 昭 | 君 | 57番 | 金 | 子 | 克 | 己 | 君 |
| 58番 | 梅 | 澤 | 雅   | 廣 | 君 |     |   |   |   |   |   |

欠席議員（1名）

|    |   |   |  |   |   |
|----|---|---|--|---|---|
| 7番 | 木 | 村 |  | 悟 | 君 |
|----|---|---|--|---|---|

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                   |   |   |     |    |                  |     |   |     |   |   |
|-------------------|---|---|-----|----|------------------|-----|---|-----|---|---|
| 市長                | 高 | 野 | 宏一郎 | 君  | 助役               | 大   | 竹 | 幸   | 一 | 君 |
| 助役                | 親 | 松 | 東一  | 君  | 総務部長             | 齋   | 藤 | 英   | 夫 | 君 |
| 企画財政部長            | 中 | 川 | 義弘  | 君  | 市民環境部長           | 粕   | 谷 | 達   | 男 | 君 |
| 福祉保健部長            | 末 | 武 | 正義  | 君  | 産業観光部長           | 川   | 島 | 雄一郎 |   | 君 |
| 建設部長              | 佐 | 藤 | 一富  | 君  | 総務部長<br>(総務課長)   | 佐々木 |   | 正雄  |   | 君 |
| 企画財政部長<br>(財政課長)  | 山 | 本 | 充彦  | 君  | 市民環境部長<br>(環境課長) | 大   | 川 | 剛史  |   | 君 |
| 福祉保健部長<br>(高齢福祉課) | 藤 | 井 | 武雄  | 君  | 産業観光部長<br>(観光課長) | 伊   | 藤 | 俊之  |   | 君 |
| 産業観光部長<br>(農業振興課) | 児 | 玉 |     | 剛君 | 建設部長<br>(建設課長)   | 渡   | 辺 | 正人  |   | 君 |
| 防災管財長             | 榎 |   | 恵博  | 君  | 行政改革長            | 藤   | 澤 | 一雄  |   | 君 |
| 企画振興長             | 金 | 子 |     | 優君 | 市民課長             | 清   | 水 | 俊英  |   | 君 |
| 水道課長              | 田 | 畑 | 孝雄  | 君  | 教育長              | 渡   | 邊 | 剛忠  |   | 君 |
| 教育次長              | 鹿 | 野 | 一雄  | 君  | 教育委員会<br>教育長     | 児   | 玉 |     | 功 | 君 |
| 教育委員会<br>生涯学習課長   | 坂 | 本 | 孝明  | 君  | 教育委員会<br>教育長     | 平   | 間 | 俊雄  |   | 君 |
| 選管・監査<br>事務局長     | 菊 | 地 | 賢一  | 君  | 農業委員会<br>委員長     | 山   | 本 | 真澄  |   | 君 |
| 消防長               | 渡 | 辺 | 与四夫 | 君  |                  |     |   |     |   |   |

事務局職員出席者

|       |   |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 事務局 長 | 山 | 田 | 富 | 巳 | 夫 | 君 | 事務局次長 | 池 |   | 昌 | 映 | 君 |
| 議事係 長 | 中 | 川 | 雅 | 史 | 君 |   | 議事係   | 松 | 塚 | 洋 | 樹 | 君 |

午後 2時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は55名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 議事進行をお願いいたします。

さきの今定例会の初日の日でありましたか、2日だったと記憶しておりますが、中村良夫君の質問に対して、私がお後続けて関連質問をさせていただきました。その折に、その議題は皆さんもうご存じだと思うのですが、消防団の費弁についての2,000円が1,000円になるという、そういうお話でありました。中村君、いいことをついて、地域のためにどぶ板政治やっておるなということで私も感心をして、共鳴をしたものですから、その折に私は審議を2回お願いをしておったつもりでありましたのですが、議長の方から、3回だから、次はだめだというお話が出ましたので、私もこの議事録を巻き戻してみましたところ、私が、議長さんの方は、大澤議員、3回やりましたと、大澤、いや、まだまだ3回やりましたということにはなりませんというようなことを言い合っておったということで終わっておるのですが、私の尊敬する佐渡で議長経験の中で8年議長をやった方は赤泊の斉藤皓哉という、肥田さんの、さきの議長さん、肥田さんが5年、私が6年という、そういう格好で議長経験者の仲間の中で、日ごろ非常に仲よくしていただいております方が家にいても非常に議会のことが心配であるというようなことから、ビデオを撮りながら録画を撮って、そしてそれをワープロに起こして、そして見たところ、大澤君、おまえさんが言っておるとおり、おまえ2回だよと、ちょうどいいときに打ち切られて、それではまずいのではないかと、市長始め皆さんが財源が非常に減量化を図れとって厳しい質問をしておる中で、それほど財政が厳しいのに、市長や執行部は自らの給料については手を下そうとしないと、火の中に命を的にして飛び込んで、皆さんの生命、財産を守る貴重なお仕事をやっていただいております消防団のたかだか1年に二、三回しか打ち合わせがない、その打ち合わせの費弁を2,000円から1,000円に削るなんて、それは少しということ考えておった、そこを私は言おうとしたのが2回で打ち切られたということでもあります。したがって、長くなりましたが、議長にお願いをいたしたいのは、当然の権利として申し上げるわけですが、議事録の精査と、それから3回だという議長の判断ミスと、ついてを含めて謝罪をいただきたい。そういったことをお願いをいたすわけではありますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの大澤議員の議事進行発言であります。事前に私も伺っておりまして、私の方でも議事録を精査したところです。大澤議員おっしゃるとおりに、大澤議員の発言は2回でありました。これは、明らかに私の回数の数え間違いでありまして、大澤議員に対して大変ご迷惑をおかけしてしまいましたことに対して、心より深くおわびを申し上げる次第であります。

---

○議長（梅澤雅廣君） 報告を行います。

ここで去る3月15日の近藤議員の一般質問に対する議事進行発言について、議会運営委員会を開催し、協議をした結果を報告いたします。旧二見中学校の校舎使用に関する近藤議員の発言に対する岩崎議員からの議事進行発言については、議運等に諮り、精査した結果、特に問題ある箇所はないと判断したので、その旨報告をいたします。

---

追加日程 緊急質問

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

旧二見中学校使用問題について、岩崎隆寿君から緊急質問の通告があります。岩崎隆寿君の緊急質問の件を議題とし、採決をいたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ちょっと発言をさせていただきます。

緊急質問の手続については承知をしておるつもりであります。少なくとも昨日議会運営委員会が開かれております。したがって、緊急質問というのは通告書があるわけであります。今岩崎隆寿君の緊急質問を許してよろしいかどうかということを本会議に諮っておるわけでありますから、少なくとも岩崎隆寿君の緊急質問通告書というものがここに提示をされていなければならない。私は、緊急質問の取り扱いというのは、本会議において議長が提案をするという方法があるということは百も承知の上で言っておるわけあります。しかし、何のものかわからないわけですから、少なくとも私どもの手元に、何によって緊急質問をしたいというのか、扱いはともかくとして、その通告書の写しだけは私どもに配付されなければならない。その点は、一体どういう扱いになっておるのか。はたまた私だけが持っておらぬで、皆さんのところにあるというのか、それも含めてお尋ねしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 本件については、私の方でも当然資料配付をする予定でありますけれども、ちょっと前後しまして、この緊急質問の発言をお認めいただいた後にというふうに考えておりましたが、今加賀君からのそういう発言がありますので、ここで暫時休憩し、予定を繰り上げて、資料を配付いたします。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時11分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

資料の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 改めてお諮りいたします。

旧二見中学校使用問題について、岩崎隆寿君から緊急質問の通告があります。岩崎隆寿君の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

岩崎隆寿君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、岩崎隆寿君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、直ちに発言を許すことに可決されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

資料の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 追加日程第1、緊急質問を行います。

岩崎隆寿君の緊急質問を許します。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君） ただいま議長のお許しがいただきましたので、貴重なお時間をいただき、私の緊急質問を行います。

現在二見地区において大変大きな関心となっております旧二見中学校の使用問題について、なぜこのような大きな問題を招いてしまったのか、またなぜ地域住民が行政や議会に対して不信感を募らせているのか、その経過を確認しながら事実究明をしていきたいと思っておりますので、市長におかれましては明快なご答弁をお願いいたします。また、体育館の使用期間が3月いっぱいであることから、緊急性があると考え、質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在までの経過をご説明いたします。旧二見中学校がその役目を終え、閉校したのが平成15年の3月であります。地域の中から学校が消える。時代の流れとはいえ、子供が地域の学校へ通えなくなるということは地域にとって大変重大な問題であります。当時二見中学校の学校開放では、各集落のナイターバレーやママさんバレー、また優秀な成績をおさめている剣士会などが常に活用しておりましたが、閉校に伴い、危険な校舎であり、閉校後の使用は認めないと明言され、使用を断念したものであります。少しでも地域の活動の火を絶やしたくないという気持ちから、旧二見中学校の跡地を活用し、それにかわる活動の場として、二見地区に武道館建設の要望が旧相川町に提出され、その事業については新市建設計画に引き継がれました。

さて、問題となるのはこの後であります。一つ目は、危険校舎という概念であります。これは、文部科学省が定めた基準に基づくものであり、校舎として改修の要件の一つとなっているものにすぎず、実際建物の危険度と一致しないものがあります。当時教育財産の中で使用できないと明言されておりますが、教育目的を失い、一般的な財産、普通財産になり、危険校舎という分類からも外れ、実際使用が可能であったにもかかわらず、その打診が地域になかった執行部の怠慢、旧相川町の話になりますが、今から考えますとそこに地元との摩擦となる原因があったのであります。

二つ目としては、合併後の平成16年11月より佐渡スケートボードクラブと旧二見中学校の体育館の使用貸借契約が締結されておりますが、旧相川町で危険であるから、使用できないと明言しておきながら、地域に何の話し合いもなく、佐渡市に引き継がれて、こうもあっさり話が変わるのか。しかも、行政からは地域に何の説明も、相談もなかった。見なれない若い人たちが集落に出入りし、夜遅くまで体育館の電気をつけ、大きな音楽が聞こえてくる。付近の住民の不安感は、大変大きなものであります。その後、地域の中では体育館でスケートボードをやっているらしい、それと同時に体育館の内壁にはさまざまなペン

キで落書きがされているといううわさになりました。地区では、その事実を確認するために市側に内容の確認を依頼し、正式にスケートボードクラブと契約を締結し、体育館を使用させていることや内壁には落書きがあることを確認しており、また市側としては容認しておらず、注意を喚起しているというこの回答をいただきました。なお、建物などへのペイントは全国的に問題となっており、法的にも器物損壊に該当するものであります。また、契約していたのは体育館のみ使用であり、校舎側への立ち入りは容認していなかったにもかかわらず、校舎側の一部も使用していたことから、当然このことも違反行為に該当するものであり、市としては容認していないとの回答をいただいております。よって、スケートボードクラブの使用貸借期間も今月で切れることから、契約事項にのっとり、原状回復をし、契約を終了することになっております。このことは、地元説明会の中でも話があり、市側が閉校時の地域への打診に不手際があったこと、またスケートボードクラブへ使用させる段階で地元説明がなかったことが行政への不信、不満となったのであり、市側からはこのことに対し、謝罪をしていただいております。

そこで、次の事項について質問いたします。１番、市側と佐渡スケートボードクラブの契約内容について。（１）、建物使用貸借契約書第５条、使用上の制限について、現状変更についての書面にて申請、また承認がなされたのか。内壁のペイントを最初に確認し、注意を促したのはいつ、どこで、だれに行ったのか、またその後何回注意をしたのか。市側は、この行為が器物損壊に当たるとの認識はあったのか。

（２）、第９条、原状回復義務において、今月末で契約期限が満了となるが、原状回復のための履行はされておるか。

２、なぜ地元からの質問状等に対し、回答が遅くなったのか。

以上、明快なご答弁をお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎議員の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、岩崎議員の緊急質問にお答えします。

まず、今回の件につきましては、行政が地元住民の皆さん方に対する配慮不足からこういうふうな形で問題化したということについては、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。思い起こしますと、このスケートボードクラブへの使用を認めたのは、佐渡に青少年がいろんな娯楽や、あるいはスポーツに親しむ機会が非常に少ない。それから、新しいスポーツに対する試みがなかなかやりづらいと、人口も少のうございますので、一定の新しいスポーツに対しては試行のチャンスがあってもいいのではないかと行ってきたわけではありますが、結果的にはこのようになって、非常に残念でございます。これも地元の皆さん方にあらかじめお話をすると、あるいは深い思いを十分理解しているという配慮がなかったことが根底にあるというふうに考えますし、今後統廃合の校舎等、空き校舎等が出てくるわけでもございますので、今後とも地元の皆さん方の気持ちに配慮しながら進めていきたいと、対応していきたいというふうに思います。

それぞれ詳細のご質問いただきましたけれども、これにつきましては総務部長から説明させたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。



総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

契約書の内容の関係であります、契約書の中の第5条の規定では、使用上の制限に係る現状変更という項目があります。この現状変更につきましての書面での申し入れは、ありません。

それから、ペイントをいつ確認し、どう注意を促したかということにつきましては、最初17年の6月ごろであったかと思いますが、スケートボードクラブから水道の開栓依頼がありまして、現地確認を行った際、当時の総務課と、それから相川支所、スケートボードクラブ側との立ち会いのもとで確認をいたしましたので、口頭で注意をしておりますし、またその後平成18年6月には、契約していない校舎への立ち入った形跡があること、それから再度落書きと見られるものがあったことを確認し、電話にて契約に違反していることを伝えております。平成18年9月上旬には、相川支所に代表者が来られたときに直接契約に違反していることを伝え、平成19年2月5日付の文書にて原状回復を通告しております。

また、この行為が器物損壊に当たるかどうかという判断につきましては、司法等での判断によりますが、廃校といえども公共の施設に許可なく器物損壊というような疑われるような行為をしていることにつきましては認識もしておりますし、適切ではないというふうに考えております。

地元からの質問状に対する回答が遅れましたことにつきましては、他の廃校との関連及び事実確認に時間を要したことが遅くなったものであります。

また、市長の方から申し上げましたが、当初から地元への配慮に欠けたことがあったこと、それから地元の皆さんの感情を害したことにつきましては、まことに申しわけありませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君の2回目の質問を許します。

○21番（岩崎隆寿君） 今回のこの問題のように、今後学校の統廃合が進むにつれ、空き校舎がますますふえてまいります。聞いたところによりますと、村上にも廃校舎利用のスケートパークがあるとのことでもあります。そこは、住民とのトラブルもなく、地域の中の理解も得られているとのことでもあります。今回取り上げたこの問題も、まさに縦割り行政の悪い例であると思われます。ある意味では、この佐渡スケートボードクラブもその犠牲者なのかもしれません。市長を始め執行部の皆様におかれましては、今後このことを教訓とし、しっかりと市民に目を向けた行政運営を行っていただけますようお願い申し上げまして、私の緊急質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で岩崎隆寿君の緊急質問は終わりました。

これで緊急質問を終わります。

---

#### 日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第12号まで、議案第37号から議案第40号まで、  
議案第61号、議案第67号、議案第70号から議案第74号まで、請願第1号、請願第4号、請願第6号

#### （市民厚生常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第18号まで、議案第41号、議案第42号、議案第62号から議案第64号まで、議案第69号、議案第75号、議案第80

号、請願第2号、請願第8号

(産業経済常任委員会付託案件)

議案第19号から議案第21号、議案第43号、議案第81号から議案第83号まで、請願第3号、請願第9号

(建設文教常任委員会付託案件)

議案第22号から議案第36号まで、議案第44号から議案第46号まで、議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第76号、請願第5号、請願第7号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）。本案は、新潟市の政令指定都市移行に伴う総合事務組合の位置表示の変更、地方自治法改正による「収入役制度の見直し」など地方自治法の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約の変更を行うことについて、専決処分をしたものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、関連する条例を改廃する必要が生じたため、一つの条例に整理して、その改廃を行うものであります。その主な改正内容は、助役に代えて副市長を置くこと、吏員制度を廃止して、表現を職員に統一するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法の規定に基づき、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く職員に係る給与、勤務条件等の人事行政の運営状況の概要を公表するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人事院規則が改正されたことに伴い、正規の勤務時間4時間につき15分として定めていた休息時間を廃止するなど職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、費用弁償のうち日当の額を現行の額から50%減額すること、また旅費のうち定額車賃を廃止し

て、実費支給とすることを主な内容とする条例改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案も議案第5、6、7号と同様に、費用弁償を減額する条例改正であります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第10号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、特別職の報酬等の額について、本年1月25日の佐渡市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長の給料月額を3.5%、助役、教育長は3.3%の減額を行うための条例改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度人事院勧告に準じて、管理職手当を現行の定率制から職務の級別定額制に移行することによる引き下げなど、本市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について。本案は、地域の活性化を図り、個性的で魅力あるまちづくり対策に資すること等を目的に設置された基金であるが、その設置目的が達成されたことから、該当する7つの基金条例を廃止するための条例制定であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在試験運用を実施している海府分遣所及び前浜分遣所が4月1日から本格的に運用を開始することに伴い、南佐渡消防署を本署とする前浜分遣所の管轄区域が中央消防署、両津消防署の管轄区域の一部と重複することから、それぞれの消防署の管轄区域を変更するものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。本条例改正により、消防署の管轄区域と消防団活動区域に整合性がないため、統一を図ること。

議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。選定委員会については、公平、公正に審査が行われるよう委員会のあり方を見直すこと。

議案第39号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、畑野辺地、小木辺地及び羽茂辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成16～18年度）の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成19～21年度）の策定につい

て。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成19年度佐渡市一般会計予算について。本案は、予算規模で452億8,000万円となっており、平成18年度当初予算に比べ、5億8,000万円の減額で、率で1.3%の減となっているものであります。歳入においては、市税で税源移譲の本格実施による税収の伸び等を考慮して積算し、地方交付税は簡素な新しい基準で算定する新型交付税としての影響額などを勘案して予算計上しているものであります。歳入の費目別の主な構成状況は、市税60億6,934万5,000円、地方交付税201億円、県支出金35億4,884万3,000円、繰入金20億4,807万2,000円、市債62億20万円、その他となっております。一方、歳出においては、人件費を除く扶助費、公債費の義務的経費が増加しているものの、経常的経費や投資的経費の削減を行い、限られた財源の中で各種施策を推進する予算編成であります。歳出における目的別の主な構成は、総務費63億8,492万円、民生費83億8,257万2,000円、土木費43億6,237万円、教育費43億1,684万2,000円、公債費77億5,140万1,000円、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会より、審査経過について次のとおり報告があります。報告。(市民厚生常任委員会)。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について。3月23日の当委員会の審査において、う蝕予防事業の実施について委員から反対意見があり、これに対し大竹助役から、「予算はしっかり検証するまでの間、執行停止を指示いたします。(検証するまでの間とは)委員会でご指摘のとおり、規則に基づく「佐渡市う蝕予防事業実施要領」が未整備であります。したがって、可及的速やかにこれを策定の上、手続を踏んで、関係機関との協議を経て事業実施に入らせていただきたい。」との説明があり、当委員会はこれを了承した。なお、このことに関連して当委員会は、請願第8号「保育園、幼稚園、小中学校における集団フッ素洗口事業の実施延期とインフォームド・コンセントを求める請願」及び所管事務調査として、「う蝕予防事業の実施に係る関係例規について」を閉会中の継続審査とし、佐渡市が「佐渡市う蝕予防事業実施要領」を作成次第、施行前に再度審査に入ることを申し添える。

意見。総務常任委員会。1、職員定数については、佐渡市の行財政の状況を全く理解していない。人口規模、財政規模を考え、今から平成26年度以降の人員配置を見据えた組織づくりをし、臨時職員の雇用も含め、早急に定員適正化計画を見直し、佐渡市に見合った人員配置を公表すべきである。当面その余剰人員については、住民サービス向上に振り向けること。

2、委員会及び審議会については安易に設置し過ぎる。その中で、佐渡市特別職報酬等審議会については、諮問事項の趣旨など十分に説明した上で審議されたい。

3、歳出について。(1)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、小木直江津航路利用促進補助金については、今年度は認めるが、この公的支援スキームでは利用促進を図れるものではないし、佐渡汽船の債務超過の解消と捉えるべきものでもない。佐渡汽船自身が示した再建計画を実現させることが支援策を生かすこととなるので、佐渡汽船に強く申し入れすること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、両津港埠頭地区開発計画策定事業の示された素案については、根本的に見直すことを強く求める。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、10目コミュニティ活動推進費のうち、人材育成事業助成金を交付するに当たっては、その趣旨を十分検討し、適正に交付することを求める。

(市民厚生常任委員会)。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費について。高齢者福祉施設整備事業の実施に当たっては、具体的な用途を含め、関係者間で再度協議し、当委員会に報告することを求める。当委員会は、その内容等について調査する。

(建設文教常任委員会)。10款教育費、6項保健体育費、6目給食センター建設費について。国仲地区学校給食センター建設事業については、地域住民に対する説明が不十分であったと思われるので、再度説明をすること。

議案第67号 平成19年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本案は、土地開発基金に伴う財産運用及び起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ1,408万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成19年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本案は、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ69万7,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成19年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ774万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本案は、造林事業費及び財産管理費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ748万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成19年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本案は、管理会費及び一般管理費の経常的な経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ6万5,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成19年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ181万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第4号 相川測候所の存続を求める請願。本請願は、行政の効率化のみを優先し、測候所を廃止することは、防災体制の弱体化、地域住民へのきめの細かい気象サービスにも大きな影響を与えることから、常勤職員配置による相川測候所の存続を強く要望し、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第6号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） お知らせをいたします。

委員長質疑について、議会運営委員会の協議が必要となりましたので、その間暫時休憩をいたします。

午後 2時47分 休憩

---

午後 3時28分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員長の発言を求めます。

岩崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 廣瀬議員の委員長質疑の取り扱いにおいて議会運営委員会を開催しましたところ、一部行き違いがあり、市民厚生委員長質疑が欠落していたことが判明いたしましたので、再協議した結果、これを認めることとなりました。

終わります。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） それでは、議案第38号並びに議案第61号についてお尋ねいたします。

議案第38号、指定管理者の選定についてであります。指定管理者の選定については一昨年、平成17年9月議会で多くの指摘がなされたところでもあり、選定委員会の運営については改善されているはずであります。また、この施設は予定団体に任せる議論がされてきていると思われるのに、なぜこのような意見がついたのか、お聞かせください。

次に、議案第61号、人材育成事業助成交付についてであります。こういった事業の補助金、助成金は、ややもすると交付審査が甘くなりがちになり、ばらまき補助となるおそれがあります。人材育成事業助成金の交付について指摘していますが、不適正と認められる交付が計画されているのかについてお伺いいたします。

以上2点についてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君の質疑に対する答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、金光議員にお答えします。

最初に、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、以前から比べるとよくなったとはいえ、評価点にばらつきが見られるなど、なお一段の公正、公明を求めることから意見を付したわけでありです。

議案第61号、人材育成につきましては、不適正と認められる交付が計画されているのかとのお指摘であります。議案第61号は19年度予算でありまして、事業計画はこれからであります。委員会では、18年度採択事業の資料による審査の結果の意見でありますので、ご理解を願います。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君。

○36番（金光英晴君） では、再度38号についてお伺いいたしますが、人間が審査する以上、ばらつきはこ

れいたし方ないと思われるのでありますが、問題は極端に高い評価点数あるいは低い評価点数、こういった異常事をどう排除して、公平な評価を可能にするかが問題であると思いますが、具体的な提言はなされたのか、お尋ねいたします。

続いて、議案第61号ですが、過去の実績を精査して、過去の交付に問題があったと指摘しておりますけれども、具体的にはこういった不適切と思われる交付があったのか、お聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 最初に、38号についてお答えします。

資料請求の中で庁内の協議を得ないと公表できないとか、あるいは委員ご指摘の具体的な審査は質疑の中で執行部に申し入れを行っております。

議案第61号については、不適正と言っているのではなくて、18年度中の事業の中には本来の人材育成事業とは少々疑問が残るという指摘であります。ご理解をお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君の3回目の質疑を許します。

○36番（金光英晴君） それでは最後に、議案第61号の方について1点お聞かせ願いたいと思います。

具体的な事例は、お聞かせ願えませんでしたけれども、聞くところによりますと、行政実務で出せる費用をこの交付金を使用した件があったと聞いておりますが、この部分につきましては決算審査で明らかになることと思いますけれども、予算当初でこの件に気づいた総務委員会はさすが総務委員会だと敬意を表するところであります。それに引きかえ執行部、交付の申請を審査して、交付金を出す側の行政サイドが身内の行政への疑義を持たれる補助金の交付するのはいかがなものかと、委員会が指摘するのも納得がいきます。総務委員会においては、今後ともしっかり監査していただきたい、監視していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、肥田利夫君の発言を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） それでは、お聞かせください。

議案第61号 平成19年度佐渡市一般会計についてということで、これは議案の中でも質疑をしてきたところでございますし、実は13カ月前、平成18年の3月1日からこの問題を提起してきておるところでございます。佐渡市特別会計条例の中に議会を設置している4財産区の特別会計を設置してあることに関連してでございますが、先般議案の中で質問をしたときに課長の方から、地方自治法第294条第3項についてということでございましたので、この294条第3項についての解説をしてください。

それから、地方自治法第209条第2項との相違点について、まず説明をお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君の質疑に対する答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 肥田議員にお答えします。

地方自治法第294条3項についての説明を求めますが、地方自治法第294条3項については、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」の規定に基づき、議会制、総会制、管理制のすべての財産区について一般会計と分別したものであります。

同209条第2項との相違について説明を求めるといっていますが、地方自治法第294条第3項ではすべての財産区会計を一般会計と分別したものであり、同法209条第2項では特定の歳入をもって特定の歳出に充てる一般の歳入歳出と区別して経理する必要があるとの判断で特別会計を設置したものであるというふうに理解をしております。ご理解をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） これ最初からずっとやっていくと、大変に長くなります。資料がいっぱいずっと山積をしておりますが、これをやっておるとまた途中で多分とめられるでしょうから、この前のことを思い出していただきたい。

まず、地方自治法第294条3項、これは財産区のことをうたっておる条項でございます。佐渡市のことをうたっておる条項ではございません。それから、地方自治法209条第2項、これは佐渡市のことをうたっておる条項でございます。ところが、この209条第2項には最後に「設置することができる」、いわゆるできる条例です。裏を返すと、設置しなくてもいいはずなのです。

さてそこで、議会制をとっておる財産区のことについては、私ども佐渡市の議会とはやかく申し上げるすべはございません。タッチできないということになっておるでしょう。それがそういう財産区に対して、何で佐渡市の特別条例の中にこの四つの財産区の特別会計が設置をされておるのか。できる条例の中にしたということですから、これは多分いつか何か使うことがあるのだろうなと思います。これ使うとすれば、いつ、どういうときにこの特別会計を使うのか。

それと、もう一つ言っておきます。この四つの財産区の特別会計、これを削除した場合に、佐渡市の条例としては何か不都合があるのかどうなのか、まずそのことでお答えをいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 最初に、佐渡市の特別会計にあることといつ使うのか使わないのかというような質問だと思っておりますが、そのことについては現在も生きているというように理解しておりますし、済みません。後のところは何だったのでしょうか。最初は……

〔「いつ使うかという、使うことがあるのかどうなのか。使うことがあるとすれば、どういうときに使うか」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 後の方、後段は。

〔「後の方は、この四つの特別会計を削除した場合に、何か佐渡市としては不都合があるかどうか」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） そこまでの審査は、委員会ではしていませんけれども、その特別会計は生きているものと理解しておりますし、それを外してもいいのかということについては、外してはならないというふうに理解しております。ただ、そのことについて、委員会としてはそこまでの審査はしませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 委員長に申し上げます。

委員長は、委員長個人のご意見を申し上げるのではなく……

○総務常任委員長（浜田正敏君） 訂正します。



そこまでの審査は行いませんでした。委員会としては、執行部の説明をもって了解としたということであります。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君の3回目の質疑を許します。

○55番（肥田利夫君） 聞いたことに答えてくれておらないですけれども、時間も大分たっておりますので。

委員会で審査をしなかった。余りにも不謹慎な委員会であると思います。今回始まったことではないのです。前の議事録を見てください。この次までには何とかしますという議事録がずっとあるのです。にもかかわらず、委員会では審査をしなかった。議長、あなたも総務委員の一員です。これどういうことなのですか。委員長、しっかりしてください。しなかった、わからないという者に聞いたって、これしようがないですけれども、こういう委員会が佐渡市の中にあるということをテレビを通じて市民の皆さんにお知らせをしなければならない。しかも、議長が所属をしておる委員会だ。しっかりしてください。これどういうことなのか、そのことをわかる範囲で、委員長、答えてください。これ答えさせないと質疑にならないというのだから。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） では、お答えします。

今回の予算書では、従来特別会計繰入金で処理していたものを財産区繰入金で処理をし、予算書を添付した。あるいは、財産区の清算補助金45万7,000円を計上し、委員会が指摘してきた財産区の清算についても前向きに取り組んでおる。それから、なお今後の対応については佐渡市の財産区については議会制及び総会制、管理会制の三つの制度の財産区があるため、制度を含めた検討を今後引き続き行いたいという執行部の説明の上で、委員会は了解としたということです。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、廣瀬擁君の発言を許します。

廣瀬擁君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 廣瀬君、2回立ちますから、最初の一つやってください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 今総務委員会ですから、61号をやってください。あなた、その中で根岸厚生委員長に対する質問があったでしょう。それをやってください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） どうぞやってください。

○13番（廣瀬 擁君） 質問でいろいろご迷惑かけましたことをおわびしておきます。

それでは、産経の方の償還の貸付金の件についてご質問申し上げます。資金貸付事業についてであります。

○議長（梅澤雅廣君） 市民厚生に対する質問してください。

○13番（廣瀬 擁君） 失礼しました。

それでは、出生祝金についてであります。本年度は、昨年と違い、廃止となりました。このことによって、一般では大きくサービスが低下したと感ずるようでございますが、ある面では離島ゆえに全国に誇れ

る子育て支援の優遇策があってもよいのではないかと考える人が多いと思うのです。そのようなことが審査の過程であったのかどうか。もしあったとしたら、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育てエンジョイカード事業の実施についてであります。18歳未満の子供を3人以上養育する保護者にあるというふうに回答いただきましたが、人数について3名、18歳未満、これでは少し限られた人数ではないのか、あるいは12歳以下の子供2人くらいいるところからというような意見もあったようにお伺いしているのです、そのようなことが話し合われたのかどうかという点をお聞きたいします。

それから、レジ袋有料化事業についてであります。マイバッグに賛成し、ポイントサービスをする。レジ袋有料化への協力はしていても、5円を徴収しないために市報「さど」に協力店として掲載されない。そのことについて回答は、マイバッグ運動の推進で1から3までを協力してくれたところは三つ星店、二つまでは二つ星店、1から3のうち一つは一つ星店というふうな形で店頭に表示することを考えていると。これは、行政が商店をランクづけをするというふうな形に間違われるのではないかというふうな考え方も出てまいります。こういうことについて、何の疑問もなく審査されたのかどうか、その辺の過程をお聞かせ願いたいと思います。

それから、白色トレイの回収事業についてであります。このことについては15店舗加盟されておるというご回答をいただきましたが、同僚議員が昨年6月の一般質問でこのことについて粕谷部長に回収店舗をふやすようにということをお願いして、前向きに答弁するというふうに回答いただいたということですが、いまだに中心商店街の市街地の中に回収店がないということは非常に不便であるということも一般質問で申し上げました。そのことについて、委員会ではどのように審査をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（廣瀬 擁君） 産経もお願いします。

それでは、産経の貸付金についてであります。

○議長（梅澤雅廣君） 廣瀬君、答弁者が違いますので、分けてやりたいと思いますから、産経はまた産経でお願いします。

○13番（廣瀬 擁君） では、産経も3回できるのですね。

○議長（梅澤雅廣君） そうです。

答弁を許します。

根岸市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 廣瀬議員にお答えをいたしたいと思います。

出生祝金の件につきましては、この件については5万円を一律で切するというのではなく、段階的に3万、2万等々にしたらいいのではないかという意見と、長い目で見れば出生育児一時金及び児童手当等々を出生祝金を上回る額の増額をしていることや幼児医療費の助成対象年齢の延長等により、少子化対策及び子育て支援の制度をさらに拡充をしていただくということでご理解をいただきたいと思います。

次に、子育てエンジョイカード事業の実施についてでございますけれども、この件につきましては18歳から3人以上という、実情佐渡の現状には合わないということでございまして、1人でもこの事業を実施することについてどうかという慎重な審議をいたしました。

それと、レジ袋についてでございますけれども、これは委員会の方で廣瀬議員にも回答を差し上げてございますけれども、5円は徴収しないが、ポイントカードにプラスするか、店頭で募金箱に袋代をいただき、それを環境整備に寄附した店は協力店として市報「さど」等に記載しない理由は何かなどございましたけれども、レジ袋運動の協力店は有料化するお店を対象としているということでございまして、マイバッグの運動推進ということで1、3、三つ星店、協力店公表、1、3のうち二つは二つ星店、1、3のうち一つは一つ星店ということで、これは4月以降に実施状況を調査して、皆さんに公表したいということでございます。

次に、白色トレイの件でございますけれども、これは現在15店舗の回収店舗数、乾電池は93店舗あり、ごみ収集カレンダー等に地区ごとに記載をしてあるということでございます。そして、販売責任、回収義務はできないかということでございますけれども、トレイはスーパーなど台座として肉や魚と一緒に販売されており、不要になれば一般廃棄物となり、乾電池についても一般廃棄物であることから、市が収集と処分を行う義務があることから、販売店の回収義務はないということで審査を終わらせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 大変わかりやすいご答弁をいただきましたが、もう一つ、子育てエンジョイカードについて、告示は19年4月1日から実施というふうに報告をいただきました。ところが、協力業者、例えば協力する商店は何かしかの割引をするとか、あるいはポイントをするとかというような形でかなりのサービスを提供する。業者にしてみると、ある程度そのメリットが享受できるものがあるのかなというふうな形で考えているお店もあります。それによって、加盟しようか加盟しないかというふうな形のものもおられますので、そういった点を委員会で審査されたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

根岸委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） お答えします。

この件につきましては、審査はしませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○28番（村川四郎君） それでは、産業経済委員長に質問いたします。

一般会計予算、農業振興費のトキの餌場ドジョウ養殖池整備事業補助金に160万が計上されております。まず、この事業を採択した経緯について、委員会でどういう審査がされたのか。その中で費用対効果、それから年間のドジョウの生産金額、出荷量、これはトキ1羽に換算して何日分のえさの量となるのか。それから3番目に、事業対象をなぜ赤字の農業公社にしたのか。その辺についてどのような説明があって、どういう議論がされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 村川議員にお答えをいたします。

報告のとおり、詳しく数字を述べます。まず、費用対効果であります、販売額、これは試験養殖分と大野池分、二つがありますが、同額ですが、40キログラム掛ける3,000円で12万円、計24万円、支出の方、えさ代が3,500円掛ける12カ月で4万2,000円、資材の購入費が50キログラム掛ける2,000円で10万円あります。養殖池の整備費が160万円、これの内訳は半分、80万円がトキの森公園の入館料によって基金に積まれたものを崩している。残りの半分は、一般財源を充当したということでありまして、差し引きをしますと売り上げが24万に対して、えさ代が4万2,000円と資材の購入費が10万円で、池の整備費、これ一般財源持ち出し分、耐用年数10年と考えると1年に8万円ということでございますので、プラスの1万8,000円ということでございます。

それから、ドジョウの生産金額と出荷量、お問い合わせがありましたが、生産金額は今申し上げましたように双方で24万円、これがトキ1羽当たりの何日分のえさとなるかという質疑でございますが、2カ所で420日分という報告を受けています。

3番目、事業対象がなぜ農業公社なのかという質疑であります。農業公社の目的は、農林業の生産の維持と向上、そして農林用地の有効利用ということにございますので、農地の有効利用を図れるかどうか、それを本年度、来年度から実証したいとするものでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） この事業は、ドジョウが出てきてこんにちとはというような、そういうほぼ笑ましい事業ではないのですよね、よく見ますと。これだけのといいますか、160万の予算を投入して、実際この160万の予算でつくった養殖池で生産されるドジョウは年間40キロで12万円、これはトキ1羽分にすると210日分のえさしかないのです。トキは、100羽ほどいるわけですけども。これは、赤字の農業公社へのどうも苦肉に救済策に見えるのです。きょうのちょうど新潟日報佐渡版を見ますと、こういう大きい記事が載っていました。カラーですけども。ここの中には、島内農家のコシヒカリが売れないということで、市は2008年のトキ放鳥を機に環境に優しい佐渡米をPRすると、米の販売戦略推進事業を4月から始める予定ということで、また佐渡市はバイオープ助成事業や産地づくり交付金による支援でトキのえさ場づくりと環境保全型農業の拡大を進める。既に片野尾とき舞生産組合の棚田米やトキの田んぼを守る会の不耕起栽培やトキひかりなど、こういうふうに取り組んでいるところ、民間団体があると。今民間団体でドジョウの生産に対する予算といいますか、補助もたしか4団体ありまして、小木にも2カ所あるというふうに聞いたのですけれども、トキの放鳥はなかなか民間の一般の人たちの理解が広がっていないと。理解をもっともっと広げるためにも、こういう組織、団体といいますか、公社に特定して、こういうドジョウの生産をわざわざ新しく池をつくってつくらせたりするのではなくて、不耕起の田んぼとか、それから休耕田とか、減反の田んぼがあるわけですから、そういうものを農家の人たちの協力を得て、一般の民間のいろんな18団体ぐらいトキ関係の団体があって、その中の半分ぐらいがバイオープづくりとか、そういう棚田づくりをやっているというふうにも聞いていますので、そういうところにチャレンジ事業の予算もたしかかなりたくさんまだ余っていると思いますので、そういうことでやられた方がトキに対する放鳥の理解を得られるのではないかなというような議論はされていなかったのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えします。

その議論は、もちろん委員会の中ではございましたが、今11戸と3団体でドジョウの養殖をしているわけですが、今のところなかなか費用対効果が生まれていないというような報告もございましたし、これからの取り組みであろうというふうな説明を受けております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君の3回目の質疑を許します。

○28番（村川四郎君） ほったらかしになっている自然の田んぼ等とか、今回佐渡全体も減減米とか特裁米とかも広がっていくというふうに聞いていますし、昔のように田んぼで農業を使わなくなって、全体でいろんなドジョウを育てるようなボランティア団体等が頑張れば、週末には私ら子供のときみたいに、昔はカエルをとって小遣いにしたりということがあったのですけれども、食用ガエルを、佐渡でこそ週末には親子で家族連れでドジョウをとって、1キロこれ3,000円で売れるわけですから、500グラムでも1キロでもとれば、何か非常に子供に対するいろんな面でプラスになるといいですか、家族が楽しめるということもできるので、農業公社に関しては12月の議会の私の一般質問で産業観光部長は、四つの農業公社すべて赤字で、いろいろと事業も大変問題があるので、早急に見直しをして、運営形態等々も検討したいというふうに答弁していますので、ぜひ農業公社は例えば佐渡の今農業は米と、米は100億以上あっても、2番手が柿が15億ぐらいですか、3番手がもう本当に5億円以下ということで、3本柱も育っていないと。だから、農業公社でそういう第3の品目を育てるとか、あるいは後継者を育成するとか、あるいはどういう農業の取り組みをすべきかというようなところで農業公社はぜひ活躍していただきたいと思いますし、ぜひ委員会でも農業公社の今の運営形態の見直し等々をぜひ検討していただきたいと思ひまして、3回目の質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えします。

農業公社については、村川議員と全く同感でありまして、現在両津、新穂、赤泊、羽茂の農業公社がございます。運営費は二千五、六百万円、佐渡市の予算が入っていると説明を受けておりますので、説明の中で今村川さんが言われたように、理事会の席でも公社の見直し、また統廃合が今相談をされている最中というふうに伺っていますので、委員会としてもこれからその方向に向かって審査もしたいし、その方向で検討もしてみたい。それから、各公社とも一度現場を回って、状況もつかみたいというふうに思っています。

○議長（梅澤雅廣君） 廣瀬擁君の発言を許します。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 今までですと、61号については一括のはずです。これから私この方がやりやすいと、わかりやすいと思うのです。これからこのやり方でするのですか。そうすると、同一議員が61号に対して3回でもやれるのです。まず、所管でそこで3回やれて、次の常任委員会のところへ行って3回やれて、また次の常任委員会にいて3回やれるのです。今までは一括方式なのです。61号、これをやるときには。

これからこのやり方をやるのですか。私大賛成です。このやり方でやるなら、私大賛成なのです。わかりやすいから。これからこのやり方をやるのか。今までとは違います。61号においては一括、これ予算ですから、総務文教委員会がやったものを一括でこれ賛否をうって上げるのですから。一括でやらなければならぬはずだったものがこうやって分けるのですか。分けるやり方がいいというなら、私大賛成。これをどうするのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 4時08分 休憩

---

午後 4時09分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開をいたします。

今の竹内議員の議事進行発言については、今後検討していきたいと思いますが、私どもの方では今の場合は答弁者に絞ってまとめて質問させたと、こういう経緯でありますので、今言われるような問題が起きるとすれば、それはいかななものかと思えますから、これは今後議運において、どのようにするかを協議いただくとすることにしまして、本日のところは続行させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

廣瀬擁君の発言を許します。

○13番（廣瀬 擁君） 大変ご迷惑をおかけします。今まで2度やっていますので、1回で終わらせていただきます。

資金貸付事業についてであります。地方産業育成資金、緊急住宅建設資金貸付金、産業振興資金貸付金についてであります。貸付金にかかわる債権の管理、回収、その他の貸付業務はすべて取り扱い金融機関の責任において実施されるというふうに回答いただきました。このことについて、目的どおりの運用が図られているのか。また、市税滞納者等の貸し付けで返済は滞っていないのかということも心配であります。特に最近佐渡経済が疲弊して、事業者の廃業が目立つようでございます。産業育成資金や産業振興資金等の貸し渋りの状態はあるのかどうか。特に金融機関は、晴れた日には傘を貸せるが、雨が降ると傘を取り上げるというふうなことまで言われる昨今であります。このようなことについて、委員会でどのように審議されたかをお尋ねいたします。

それから、地域資源活用活性化事業1,217万9,000円についてであります。これは、佐渡ものづくり産業プラットホーム構築事業委託料ということで、市内の中小企業2,547社が加盟している佐渡連合商工会を想定して回答していただいておりますが、インターネット利用者が目的達成に必要なためにどのような事業を、例えばインターネット上に地域活性化活用プラットホームを構築し、佐渡産業の活性化を図るのか、一つの事例を聞かせていただければ、こういうふうな事業で審査をしたというふうな事例があったらお聞かせいただきたいと思います。

次に、観光振興対策費の観光協会団体運営費等46万円、おけさ節云々であります。これは、市長もご存じだと思うのですが、伊藤多喜雄に新潟市と聖籠町、佐渡市が鳴り物入りで合併記念というふうな形でつくっていただいたおけさ節であります。高いお金を払いまして、CDもつくったはずであります。これ踊りを習熟した中心メンバーに各地のグループに対する踊りの講師派遣やよさこいおけさと協調して披露の

機会創出及び広報を中心として普及活動を実施するとあるが、本当に可能な状態でこのようなことを想定してつくられ、またそれが本当にそういったところに受け入れていただけるのかどうかということを審査されたかどうかをお聞きしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えをいたします。

まず最初に、産業育成資金、それから緊急住宅建設資金貸付金、産業振興貸付金等について、目的どおりの運用が図られているのかということにお答えします。地方産業育成資金及び産業振興資金は、市内中小商工業者の育成、振興を図ることを目的に、運転及び設備資金を市内8金融機関によって貸し付けを行っております。また、緊急住宅建設資金貸付事業は、市内勤労者に対して住宅建設に必要な資金を融資することによって住宅建設を助長し、あわせて建設関連業の振興を図ることを目的に、市内9金融機関より貸し付けを行っているという説明です。したがって、質疑にあるような目的どおりに運用が図られているかどうかということは、目的どおりの運用となっているという報告を商工課より受けています。

次に、滞納者の件であります。これは、佐渡市が行っている制度融資の貸付対象者は、借り入れ審査の時点で前年度までの市税を完納している方が対象になっています。その後は、金融機関に任せてあるという説明でありましたが、現在のところ滞納の報告は受けていないと商工課より報告を受けています。

次に、貸付金に係る債権であります。その債権の管理、回収、その他貸付業務はすべて取り扱いの金融機関の責任において行われているという現状であります。

それから、次の質疑が佐渡経済が疲弊して、最近事業の廃業が目立つが、貸し渋りはあるのかという質疑でございます。この件に関しては、貸し渋りの報告は受けていないというふうに説明をもらっています。借り入れ希望者の審査については、各取り扱い金融機関の一般業務と同様に審査を行っております。よって、仮に借り入れ希望者が借り入れをできない場合は取り扱いの金融機関の貸付審査の基準を満たしてはいないという説明であります。

次の質疑でございますが、ものづくり産業プラットホーム構築事業であります。これに対する質疑は、目的達成に必要な加盟率はどのくらいかという質疑でございます。市内の業者が、議員が言われたように2,547社ございますが、その加盟のうちの900社余りという報告を受けています。

次に、具体的な例を一つ教えていただきたいという質疑がございましたが、佐渡島の資源や未利用、低利用資源の活用を図って、地産地消の推進を積極的に進めると報告を受けています。例としては、二見地区、これ参議院の議員の間からも話が出ていましたが、二見地区のアジア通商貿易によるナマコの販売、それからナマコの内臓を塩辛にして商品化をしているという説明がございました。ほかに例を挙げれば、海洋深層水米1キロ1,000円で売られているとか、ホオズキの販売も好調であるというふうな報告を受けております。

次に、観光です。観光のおけさ節の質疑でございます。おけさ節については、17年度から民間による普及委員会によって、その普及に努めてもらってあって、19年度の補助金は40万円であります。質疑の2番目に、踊りを習熟した中心メンバーのくだりがありましたが、普及委員会から事業計画として報告されて

いることであり、着実な活動の実施がされているものと委員会では考えています。次の質疑に対しては、3市町村とも、3市町村というのは議員が言われる新潟、聖籠、佐渡市ですが、3市町村とも民間による普及活動を助成する立場であり、それぞれの団体から3市町村の交流事業に関する提言があれば、その実現の可能性について3市町村の行政間で調整したいと考えているという説明でございます。

最後に、観光プロデュースは質疑なかったですか。ない。

最後に、費用の多少、費用の多少というのは今言われましたおけさ節です。費用の多寡は別にしても、普及活動に努めるべく、3市町村とも民間の普及団体へ助成を行ってきているものでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、私の方から議案第61号の19年度佐渡市の一般会計予算について、10款6項6目の国仲地区学校給食センター事業にかかわる委員会での審査経過についてお聞きをいたしたい。

まず1点は、このセンターは今学校統廃合問題、これは既に市としては先年の10月から12月にかけて1カ月間をかけて、期間をかけて説明に入った経過のあるところではありますが、そしてここの学校の統合はどういうふうに考えられていたかということ、現在中学校はここに該当するのは4校あります。それから、小学校が10校あります。これが中学は2校、小学校は4校と、こういう目標で今後統廃合すると、こういう計画に佐渡市はなっております。ですから、特に今センターの該当する地区の皆さんは、その学校統合とこのセンターというのは裏腹のことだというふうに考えるのは、これは地域の人にとっては至極当然の認識だと思われます。その中で、センターだけどんどん先に進められたというのはどうかなと、こういう思いが強いので、そういう声が相当強いと思います。恐らく委員会もそのことは承知だったと思いますが、そのあたりを受けて、統廃合との関連でどういう議論が委員会でされました。その経過をひとつお聞かせ願いたい。

それから、2点目には、財政は多難だと、これは言われている、予算が縛れないとか、こういう状況の中で8億280万円、この大金をつぎ込んで、この施設をつくります。これについても地域の方はもちろんであります。佐渡市の財政を心配している皆さんは異口同音に大丈夫だかやと、こう言っていると思います。その声は聞こえます。ですから、そういう意味では新しいのをつくるのがいいのか、既存の施設を何とかやれないか。先ほどの統廃合と関連すればなおさらです。そういうことを考えて、審査が必要だったと思います。やっただろうと思います。そのあたりは、既存の施設との関係での改修をして、やったらどうかと、そのあたりの経費対比をやって議論をされることは当然だと思いますが、そのあたりはどういう議論がされたか、お聞きをしたい。

それから、3点目には、この給食問題は、センターの食数については佐渡市学校教育環境整備検討委員会というところで妥当なところとか、やれるところはどのあたりだかという物差しをつくっているわけですね。これが1,000食なのです。しかも、1,000食を限度というふうに言って、明確に答申をしている。その中で1,600という巨大な施設をつくる。これは、答申をどう考えているのか。答申を無視するこの教育委員会のやり方、これやっぱりある面では大規模調理の安全性と給食の配送なんかについてつながってくる問題ですから、当然それと関連させて、きちんとした議論が必要であったと思いますが、された



ろうと思いますが、そのあたりの議論経過をぜひ聞かせてもらいたい。

以上3点についてお伺いを申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

臼木建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 小杉議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、学校統合計画との関連でどのように議論されたかということでございますが、基本的には学校統合との関連での議論はしておりませんでした。それは、真野給食センター、鉄筋づくりが築44年、金井給食センター、鉄骨づくりであります。築38年を経過して、耐用年数の鉄筋づくり35年、鉄骨づくり28年を約10年超えておりまして、統合までの時間的な余裕はないということで、そのような議論はなされませんでした。

2番目の既存の給食施設を改修しての事業費との対比する議論はしたかということでございますが、改修についての議論もしておりませんでした。金井、真野、それぞれに給食センターを建設するという場合でも多額の費用がかかるということで、議論の場まではいきませんでした。

3番目の検討委員会の答申でおおむね1,000食を限度とするということを見做してということでございますが、安全性については、県内の自治体では2,000食あるいは3,000食を調理しているセンターもありまして、大規模での安全性についてはドライ方式を採用したり、また食材搬入は米、魚肉、野菜をそれぞれ独立した搬入口及び下処理施設を持たせたり、配送、回収、管理部門を独立し、交差しない計画で安全性が保たれるということでありました。配送につきましても保温機材の改良、改善がなされて、1時間ぐらいたっても冷めないの、おおむね30分遅れても大丈夫であるというようなことでありました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、答弁で議論の経過は一応承知をいたしました。私はこのあたりは議論されたかなというふうに思いますので、お伺いしますが、今の建物の関係で言いますと、私も資料を見せてもらいましたが、資料は全部新しく建てると幾らという計算を、例えば4校そのまま残しますと新しい給食施設を建てると幾らという計算していますが、これはもうちょっと住民の立場を考えた、出す金はどうかということを考えた、もうちょっと私は今の施設を改修できないかということを真剣に議論したらよかったと思う。その議論はありませんでしたかというのが1点。

それから、一つ欠けていたのではないかなと、されたのだと思う。そうであれば、否定してもらいたいのですが、やっぱりこれ今食育基本法という法律ができて、17年ですか、そこの中で食育基本法というものが、計画というものがきちんと位置づけられて、学校ではこういうふうに取り組ませいというような、特に学校の食育については非常に重視をしております。ですから、そういう意味では教育的見地から、学校における給食についての食育教育は重大に考えなければいけないと、同じことを2回申し上げますが、言われているわけです。その視点の議論がされたかどうか。これは、あれにつながるわけです。地産、産地のものを食材に使うというのにつながってくるわけです。そのあたりもきちんと議論がされたかどうか、この点についてお伺いをいたしたい。

それから、配送の関係、30分というあれがありますね、答申も。ですが、これちょっと遠いのがあ

ではないかと思います。そのあたりは、現状からいって、言われているように安全だというのが本当に安全かどうか、こちらは言っていますが、議会は独自にある面では議論が必要ですから、そのあたりされたかどうか、この点についてお伺いしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

臼木委員長。

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 最初の改修のことにつきましてであります、今の施設の改修を行うとなりますと、大変古うございまして、改修工事期間中、例えば夏休みの1カ月でできるかということになりますと、まず不可能であります。それで、その比較まではいきませんでした。

2番目の食育についてでございますが、今現在生産者の方々も交えて地産地消のことについては一生懸命取り組む覚悟であるということと新しい施設においても十分対応できるという施設であるということを確認しております。

配送であります、議員たしか西三川、笹川小学校のことを言っているのだと思いますが、おおむね30分ではまず無理だと思います。ですから、保温機材の改良や改善で、仮に1時間かかっても保温の方は大丈夫だというようなお答えをいただいておりますので、心配はないというように考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君の3回目の質疑を許します。

○17番（小杉邦男君） 最後の質疑をいたしますが、今答弁を、経過を聞きました。ご苦労さんであります、いっぱいまだもうちょっと詰めが要ったのではないかなという感じを持っております。配送についても、従来のものより配送車が多くなるとかいうような、そういう経費の点でもシビアにやれば、まだ問題点あったらと、これは私の感想であります。

それで、この地区の給食センターはあと一つ、畑野には独自のものを今持っているのです。ですから、統廃合との兼ね合いでというのは、先ほどそれは待てないのだと、やらねばならぬというのだという話ですが、当然それと考える必要はないかぬです。そうしますと、畑野にある今のものはどうなるのやということだって、全体的な、総合的な議論の中でされなければいけません。そういうものはされましたか。それで、将来はそれはどうなりますか。というようなことも当然考えて議論がされなければいけない。そのあたりは、議論がされたのかどうか。それを聞いて、終わりにいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

臼木委員長。

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 基本的な考えとしましては、1施設にまとめることが財政的に有利であるということで、了としたものであります、畑野の給食センターはまだ築後新しいということですので、将来的には国仲給食センターの方へ統合されたらということを考えておりました。

以上です。

---

#### 会議時間の延長

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中でありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

○議長（梅澤雅廣君） これより討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） 議案第61号 平成19年度一般会計予算について反対討論をいたしますが、反対討論に先立ちまして、一言申し上げておきたいことがございます。

というのは、私が所属しておる市民厚生常任委員会には平成19年度予算に反対する議員が3名おりました。ところが、現在の自治法上の不備がありまして、少数意見の留保というのが現行会議規則の中ではできません。会議規則というのは、そもそも自治法に由来しておりますから、したがってそういうことでございます。そこで、ご案内のように先般地方自治法の改正が行われまして、1人の議員が幾つかの委員会に所属することができると、こういう改正がなされたのはそういうことでございます。現在もし私が総務委員会に所属しておれば、総務委員会に3名の反対者がおれば、少数意見の留保ということができるわけでありまして。残念ながら私の市民厚生常任委員会ではそれができない、ということで、私が反対討論の道を選ばざるを得なかったということを最近の地方自治法の改正との絡みでのご案内をしておきます。

それでは、ただいまから反対討論に入ります。市民の皆さん、新聞報道によれば、昨日五泉市は出産見舞金3万円の商品券を廃止して、乳幼児医療費の助成を40%ふやしたが、採決の結果、合併時の約束を1年で廃止したことの反発で予算全体が廃案になったと報じております。乳幼児の医療費の助成は国が行ったもので、出産見舞金は市の単独事業で、性質は違うものでありますが、佐渡市も同じことを行って、出生祝金を廃止いたしました。出生祝金5万円は、出産費の補助金と出産おめでとうという少子化時代の行政の心の贈り物であるとの認識があれば、額はともあれ、心の問題として残すべきものであります。これは、ほとんどの委員が、採決はとりませんでした、我が市民厚生常任委員会の意見であります。

さらにこっけいなのが佐渡市子育てエンジョイカード実施要綱案であります。18歳未満の子供3人以上養育する保護者に対し、佐渡市子育てエンジョイカード事業に協賛する企業、その他の団体が商品等の割引サービスができる要綱をつくるというものでございますが、内容が18歳以下3人の子供を有する者となっておりますために、佐渡市の実態に合わないのではないかと質問したところ、上越市のものを丸写しにしたものであるとの答弁には、委員会は全員があきれ果てたものでございます。このように、市民を励ます予算の編成に真剣さがみじんも感じられない。

その中で特に許せない問題に、旧両津高等学校水産科跡地1万3,693平米を8,902万7,000円で買い取り、これを社会福祉法人庄やの里（仮称）に全面積を無償で提供し、介護老人保健施設を民間に建ててもらい、経営してもらう予算の提案がありますが、審査の過程で重要な事件が発覚いたしました。実は本年1月から2月の初めにかけて、まだ県から譲り受けていない土地にボーリングによる地質調査を実施させていたことであります。既にこの件については委員会において、特定業者に対する便宜供与の疑いがある事前調査に佐渡市が力をかけたこと、また2月23日に議会の全員協議会に配付した土地貸与の資料の訂正をしたいと申し出がありましたが、地方自治法に違反する事前行為が公然と行われたこと、昨日こんな茶番行為がなされたわけでありましてけれども、到底庄やとの話し合いの時間はなかったわけで、納得することはできません。皆さんの机の上にこういう訂正文が載っておるでしょう。これがそれであります。こんなこと

がまかり通ることになれば、議会の存在が無視されたことで市民の権利を踏みにじることになるわけであり、行政事務の違法行為であります。こんなことを平気で行った事実に基づく予算は、通すわけにはいかぬ、こういうのが私の主張でございます。今後この予算案の採決によりまして、可決されたといたしましても、犯罪性の存在を含めて、議会は調査を保留しているものでございます。こんなことが審査の段階で表面化すること自体、異常であります。市長が議会の存在を重視しておれば、全員協議会で買収用地の資料を議員に配付したのは2月23日でありますから、そのとき既にボーリング調査は終了しておったわけでございますから、事前説明が、いいか悪いかは別にして、できたはずでございます。もしかすると市長も知らなかったことということになれば、佐渡市の行政の内部の腐敗ぶりを露呈しておると言わざるを得ないわけであります。私が平成25年までの財政構造を試算してみましたが、どんなに緊縮財政を貫いても、間違いなく平成25年には公債費比率は18%をはるかに超えるという数値が出ております。もっと真剣な予算編成を求めなければならない。特に今回露呈したものは、職員の規範にかかわる問題が内在しているものであり、絶対に許せないものであることを明確にしておきます。

また、旧金井女子高跡地問題では、平山知事時代の公文書の約束事があるにもかかわらず、一部削減譲渡になっているのも、佐渡市の力量不足を露呈しているものであります。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○56番（加賀博昭君） そうだ。このように無気力な予算編成は、佐渡島民のためにはならない予算であり、厳しく指摘をして、反対するものであります。

市長、にやにや笑っていますけれども、これはさらに許せないことだということをつけ加えて、反対討論終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第61号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第4号、議案第8号及び議案第11号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第4号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第8号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第11号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時48分 休憩

---

午後 5時00分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第13号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市役所両津支所水津出張所を建物の老朽化等の理由により平成19年4月1日から廃止するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月1日から「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。その内容は、第3条第4号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市トキ環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月1日から佐渡市朱鷺保護増殖基金を佐渡市トキ環境整備基金に統合するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、障害者の自立と社会復帰を促進することを目的として、佐渡市相川栄町24番地の地に「心身障がい者福祉センター」並びに「精神障がい者福祉センター」を設置し、これを管理するため、平成19年4月1日から当該条例を施行するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市出生祝金支給条例を廃止する条例の制定について。本案は、平成19年4月1日から

出生祝金制度を廃止するため、当該条例を廃止するものであります。廃止の理由は、「出生育児一時金」及び「児童手当」において「出生祝金」を上回る額の増額をしていることや幼児医療費の助成対象年齢の延長等により、少子化対策及び子育て支援の制度をさらに拡充していることなどであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例の制定について。本案は、赤泊村において保健師の業務に従事する職員の確保を目的とした修学資金の貸与を定めた当該条例について、平成19年3月をもって返還免除対象者がいなくなることから、これを廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更について。本案は、平成19年4月1日から両津支所水津出張所を廃止することに伴い、特定の事務を行う郵便局に水津及び月布施郵便局を加え、新たに除籍謄本等の交付請求等の事務を取り扱わせるため、当該規約を変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 財産の取得について（両津地区）。本案は、介護保険施設への入所希望者が450人を超えている現状をかんがみ、早急に老人保健施設整備を実施して待機者の解消を図るため、佐渡市住吉126番地2の地に1万3,693平方メートルの用地を取得するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。高齢者福祉施設整備事業の実施に当たっては、具体的な用途を含め、関係者間で再度協議し、当委員会に報告することを求める。当委員会は、その内容等について調査する。

議案第62号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億150万円とするものであり、これは前年度予算と比較して9億900万円の増額（増減率14.2％）であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本案は、平成19年度佐渡市老人保健特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,340万円とするものであり、これは前年度予算と比較して2億6,870万円の減額（増減率△2.9％）であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成19年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億400万円とするものであり、これは前年度予算と比較して1億9,830万円の増額（増減率3.6％）であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成19年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を4億6,500万円とするものであり、これは前年度予算と比較して1,800万円の増額（増減率4％）であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成19年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成19年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入並びに資本的収入の総額を29億9,997万7,000円とし、支出の総額を34億5,188万

6,000円とするものであり、これは前年度予算と比較すると、収益的収入は2億6,029万円の減額（増減率△8.6%）、収益的支出は7,551万7,000円の減額（増減率△2.3%）、資本的収入は1,780万9,000円の増額（増減率7.7%）、資本的支出は1,611万3,000円の増額（増減率6.9%）であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正し、平成19年4月1日から施行するものであります。その内容は、医療給付費の動向を踏まえ、医療分に係る賦課限度額を「53万円」から「56万円」に改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第8号 「保育園、幼稚園、小中学校における集団フッ素洗口事業」の実施延期とインフォームド・コンセントを求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑、討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第17号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君にお聞きいたします。

市民厚生常任委員長の報告のうち、どの案件についてのご異議でありますか。

○23番（中村良夫君） 議案第13と41号。

○議長（梅澤雅廣君） わかりました。

ただいま議案13号並びに41号について異議がありますので、お諮りいたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第13号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第41号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第13号並びに議案第41号及

び議案第17号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第17号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第19号 佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡海洋深層水ブランドマークについては、商品6区分を商標登録しておりましたが、海洋深層水の利用が多方面に進んでいることから、商品2区分、役務2区分を追加するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第21号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の制定について。以上2議案は、佐渡海洋深層水利活用施設について、より一層の利用促進を図るため、現行条例の内容を見直し、分水施設と水産施設に分けて新たに条例を制定するとともに、施設の指定管理者制度への移行に対応した条項をそれぞれ規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 財産の取得について（金井地区）。本案は、専門学校の誘致に係る用地を取得するため、旧佐渡女子高校跡地の一部、面積2万6,163平方メートル余りについて財産の取得をするものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。当用地取得に当たっては、今後残地についてもすべて新潟県から購入すること。

議案第81号 公有水面埋立てに係る意見について（岩首地区）。議案第82号 公有水面埋立てに係る意見について（黒姫地区）。以上2議案は、平成19年度から平成21年度において、佐渡市が実施する漁港地域水産物供給基盤整備事業により漁港施設用地を造成するため、公有水面埋め立てを行うことについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨を述べるとして、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 財産の無償譲渡について。本案は、新潟県から取得する旧佐渡女子高校校舎、延べ床面積5,878平方メートル余りについて、専門学校校舎として利用させるために、学校法人新潟総合学院へ無償



譲渡をしたいので、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T Aの交渉の中止とF T A・E P A促進路線の転換を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第9号 旧佐渡女子高校跡地の購入と、樹木を守り、文教の地を守ることを求める請願。本請願は、佐渡市が旧佐渡女子高校跡地を新潟県から購入し、専門学校用地として活用することについて、次の事項を佐渡市に求めるものであります。1、佐渡女子高校跡地はすべて新潟県から購入すること、2、佐渡女子高校跡地の樹木を切らないで守ること、3、佐渡女子高校跡地はすべて文教のために使うことの3点であります。本請願は、審査の結果、請願事項の1及び2を採択、3は不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○26番（田中文夫君） ただいま委員長から報告のありました議案第43号、旧佐渡女子高校跡地の一部を専門学校の誘致のために取得をするという議案です。

意見として、当用地取得に当たっては、今後残地についてもすべて新潟県から購入することという1項目を入れてございます。この点について、今回取得予定部分で当該専門学校は納得していると聞いておるのですが、なぜに全部取得を意見としてつけたのかについてお聞きします。

あともう一点、たまたまではなくて、請願第9号について私紹介議員をしております。その請願内容の3が削除されたという今ご報告を受けましたが、議案43号の中で残地購入をした際の利活用のことについても含んで、削除した3の項目についての内容の審議をしたのかどうか。審議をしたのであれば、どのような議論がなされたかについてもお聞きしたい。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えします。

まず、なぜに分割で委員会が納得したのかという質疑であります。執行部の方の説明で、N S Gが学校法人としての届け出のいとまがないので、分割でとりあえず購入をしたいということでありました。

次に、請願であります。請願については田中議員も十分承知していると思いますが、金井地区では請願どおりの合意がなされておりましたが、常任委員会としては残地の用途は執行権に抵触すると、縛りをかけてしまうということで、その審査にはあえて至りませんでした。請願第9号について申し上げましたが、このことは前の質疑に関しても同様であります。残地をすべて購入した後に、その使途については執行者が議会に提案するものと承知をしております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君。

○26番（田中文夫君） 当該の専門学校は、今回市が取得した部分でオーケーだと言っているわけですから、それをあえて残った部分も取得せよと言っている理由、論拠をお聞きしたいのですけれども。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えします。

一つは、過去の経緯であります。請願にもあるように、1953年に旧金沢村の土地を無償で提供して、それから多額の運営費、10年間で7,000万円と言われておりますが、それをつけて県に移管をした経緯があります。

もう一点、私が一般質問で述べましたように、平成16年3月16日に佐渡市長職務執行者、小田初太郎氏あての平山征夫知事の回答書、内容は平成16年2月3日付で金井から譲渡についての要望に回答するという事で、譲渡の可否については、平成18年4月以降、土地及び建物を一括して取得することを条件に譲渡するという文章が入っています。その二つの理由です。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君、3回目の質疑を許します。

○26番（田中文夫君） まさに今のご回答を踏まえまして、特に一括という部分についてこだわって質問したいと思いますが、先ほどの前回の返事の中に、使用用途を定めると執行権に抵触するのではないかなというようなことをおっしゃったようにお聞きしましたが、執行権に抵触するということの持っている具体的な意味について説明をいただきたい。私の理解では、議会に上程しなければならない財産取得の件については、1件2,000万以上、5,000平米以上というのが議会が審議すべき事項であって、どうも今回の残地についてはその二つの事項に該当しないのではないかなというふうにも懸念するわけで、そうしますとせっかく意見をつけていただいたのに、議会の審議の必要のない、執行部独自の判断でその残地についての利活用を図ることが可能になるという懸念を持つので、その点についてちょっとお答えいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

近藤委員長。

○産業経済常任委員長（近藤和義君） お答えします。

田中議員の言われるとおり、規定があります。2,000万円以上、5,000平米以上であります。現在の女子高用地は3.5ヘクタールで、今回の払い下げが2.6ヘクタールでありますので、残りが9,000平米ということでございますので、5,000平米以上になりますので、議会に上程されるものと承知をしております。どちらかにひっかかれば、上程が必要と認識しています。

○議長（梅澤雅廣君） 討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第22号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津港周辺の駐車場不足の緩和を図ることを目的に、現在都市再開発用地の一部を使用して供用している暫定駐車場及びその隣接地を「湊第2駐車場」として整備するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、羽茂住宅及び小熊住宅建設工事の竣工に伴い、同住宅及び駐車場を平成19年4月1日から管理を開始するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、上横山住宅建設工事の竣工に伴い、同住宅を平成19年6月1日から管理を開始するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年度から厚生労働省所管の簡易水道再編推進事業等を実施する沢根、真野東部の2簡易水道について、当該事業の完成後に水道事業の給水区域に編入するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市給水事業の給水区域の水道料金を統一するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市給水事業の給水区域に編入する羽二生、両尾の2簡易水道を簡易水道事業の給水区域から除外するとともに、前浜簡易水道ほか2簡易水道の起債償還額の変更及び佐渡市給水事業の水道料金変更に伴い、水道料金を改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、排水基準を定める省令等の改正により、下水道法及び同法施行令で規定する特定事業場の排出水の亜鉛含有量の基準が強化されたことから、条例を一部改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共下水道に係る事業の受益者負担金の徴収に関し、分割年数及び負担金の納期の統一をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市総合教育センター条例の制定について。本案は、市の学校教育の基盤整備として、教職員の力量と資質の向上をもって教育水準の向上を図り、学校における組織的、体系的な教育の取り組みを支援するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年4月1日から北中学校を南中学校へ統合するために、北中学校を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、同類の体育施設ごとに使用料及び開館時間等の統一を図るため、現行の社会体育施設の設置等に係る18の条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第33号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の設置に係る条例の見直しとあわせて、都市公園内の施設についても社会体育施設と同類の施設があることから、使用料等の統一を図るため、現行の施設の使用条例を廃止し、本条例を一部改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第34号 佐渡市スポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第35号 佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、新潟県が設置している佐渡スポーツハウスのうち、管理棟、体育館及びクレーテニスコートが平成19年4月1日に佐渡市に譲与されることに伴い、条例を整理するものであり、あわせて市内における社会体育施設との均衡を図るため、使用料を改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 佐渡市立学校体育施設開放条例の制定について。本案は、社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、受益の対価を負担することについての共通認識を醸成するため、学校体育施設の開放についても利用者に一定の負担をしてもらうものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 市道路線の認定について。議案第45号 市道路線の廃止について。議案第46号 市道路線の変更について。以上3議案は、圃場整備事業による機能交換及び道路改良等により、42路線を市道に認定、128路線を廃止、25路線を変更するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。圃場整備事業の機能交換による市道路線の認定等については、土地改良区などの関係機関と十分に協議をすること。

議案第65号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,190万円とするもので、その主な内容は、建設改良費に15億8,497万9,000円、維持管理費に2億5,911万3,000円、公債費に3億5,860万円を計上し、これに伴う財源として、使用料及び手数料に4億3,077万円、国庫支出金に6億2,085万円、一般会計繰入金に7億772万4,000円、市債に4億6,560万円を計上しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成19年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,530万円とするもので、その主な内容は、下水道建設費に32億4,385万円、農業集落排水建設費に2億1,407万5,000円、漁業集落排水建設費に2億3,167万4,000円を計上し、これに伴う主な財源として、国、県支出金に17億700万6,000円、一般会計繰入金に17億6,583万3,000円、市債に17億3,010万円を計上しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 平成19年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本案は、佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲するための特別会計であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ980万円とするものであります。その主な内容は、歳入で財産売払収入に944万5,000円、歳出で公債費として地域開発事業債償還金に231万1,000円、予備費に746万4,000円を計上しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 平成19年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、収益的収入及び資本的収入の総額を22億1,355万円とし、支出の総額を27億8,585万9,000円とするもので、その主な内容は、施設改良費の工事請負費に12億7,681万4,000円を計上し、収入では給水収益に10億7,400万円を計上しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第5号 新潟県立高等学校通学区域を拙速に1学区にしないよう求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第7号 国仲学校給食センター（仮称）建設計画の見直しを求める請願。本請願は、平成19年度一般会計予算に計上されている国仲地区学校給食センター建設事業について、計画内容を再検討するとともに、学校統廃合が確定するまで建設をしないよう求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

建設文教常任委員会に付託した案件のうち、請願第7号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君にお尋ねいたします。

建設文教常任委員長の報告のうち、どの案件についてのご異議でありましょうか。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 議案第34、35、36号です。

○議長（梅澤雅廣君） 承知しました。

議案第34号、35号、36号については異議がありますので、これより建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第34号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第35号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第36号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第34号、議案第35号、議案第36号及び請願第7号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第7号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立少数であります。

よって、本請願を採択することは否決されました。

---

## 日程第2 行財政改革特別委員会中間報告の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、行財政改革特別委員会中間報告の件を議題といたします。

行財政改革特別委員会に付託中の案件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

小田行財政改革特別委員会委員長。

〔行財政改革特別委員長 小田純一君登壇〕

○行財政改革特別委員長（小田純一君） 行財政改革特別委員会中間報告。

合併前に約束された「国・県の合併支援7項目」の重要な補助金、交付金の変更のため、合併後10年間の各年度の財政計画は当委員会にも示されなかった。国の財政方針にはなお不透明な部分はあるが、現在示されている方針で判断される19年度から25年度までの財政見通しを分析をして、中間報告とする。

### 1、主要歳入項目の分析。

（1）、市税について。18年度実績55億6,000万円に対して、19年度から25年度までの税収見込みは単年度約60億円を維持しているのは、三位一体の税源移譲によるものである。今後超高齢化、人口減少が進めば、7年間に総額413億7,000万円は変更されることになる。

（2）、普通交付税について。合併後10年間の特例により、平均約173億円が確保されているが、「臨時財政対策債」の大幅な減少とあわせて見れば、地方交付税は大幅な縮減になっていく。

（3）、地方譲与税について。交付税に次ぐ歳入項目である「地方譲与税」は、18年度の10億9,500万円

の実績と19年度から25年度までの平均額 6 億2,500万円と比較すると、年間 4 億7,000万円の減額になっている。

(4)、市債について。18年度実績の62億8,570万円に対して、19年度から25年度までの平均額53億6,000万円と比較すれば、年間約10億円の削減になっている。

従来は公債費とほぼ同額であったから、公債費の19年度から25年度までの平均額78億5,200万円と比較すれば、市債の抑制の大きさがわかる。

## 2、主要歳出項目の分析。

(1)、人件費について。18年度の95億円に対して、19年度から25年度までの平均額は85億円である。隠れ人件費とも言われる物件費は、18年度の65億円に対して、19年度から25年度までの平均額は58億円である。これらをあわせて見ると、単年度15億円くらいの削減になる。

(2)、扶助費等について。18年度の24億円に対して、19年度から25年度までの平均額は23億円で、横ばいである。

(3)、補助費等について。18年度の27億円に対して、19年度から25年度までの平均額は23億円である。約 4 億円の削減になっている。

(4)、公債費について。18年度実績78億6,000万円に対して、19年度から25年度までの平均額は78億5,000万円で、変化はない。これ以上の公債費は、繰出金の中の返済金等を考えれば、限界数値と見るべきである。年度別「実質公債費比率」は別紙資料のとおり、18年度13.9%は25年度には17.9%に達する。

(5)、繰出金について。18年度の48億円と19年度から25年度までの平均額42億円と比較すると、6 億円の削減であるが、その内訳の分析が必要である。

(6)、普通建設事業費。18年度の100億7,100万円に対して、19年度から25年度までの平均額は82億円で、約18億円の削減である。合併直後の16年度の「普通建設事業費」は131億円、20年度は136億3,900万円が予定されていたから、建設業界は合併事業に大きな期待を寄せていた。それだけに、現在の数値は建設事業に依存する佐渡の経済にも大きな影響をもたらす。

(7)、合併特例債事業について。合併特例債事業は、合併時の「合併特例債」442億6,000万円、合併特例債事業685億2,200万円は実現不可能である。

そこで、既に経過した平成16年度から平成18年度までの事業実績を踏まえて分析をした。

平成16年度は 8 事業で37億1,100万円、合特債は24億4,200万円である（資料ナンバー 2 参照）。平成17年度は 9 事業で26億100万円、合特債は22億7,500万円である（資料ナンバー 3 参照）。平成18年度は13事業で20億2,300万円、合特債は12億200万円である（資料ナンバー 4）。

以上 3 カ年の合計実績は、事業費83億3,500万円、合併特例債67億4,000万円、事業30事業を消化した。

以上の実績に立って、平成19年度から平成25年度までの計画を見ると、197億3,600万円が予定されている。これに経過実績を加えて試算すると、合併特例債事業は280億7,100万円で、合併時に計画された額の 40.9%である。

さらに、197億3,600万円の内容を分析すると、「普通建設事業費」575億6,000万円に含まれており、合併特例債事業を除く普通建設事業費は378億2,400万円に減少する。この事業は、鳴り物入りで宣伝された「合併特例」とは何であったかを財政が改めて問い直すことになっている。特にこのような建設事業の抑

制にもかかわらず、合併特例債措置の終了する平成25年度の「実質公債比率」は単年度18.13947%に達するもので、これから出てくる債務負担行為等により、数値は急速に上昇するものと考えられる。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。

---

### 日程第3 発議案第1号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、発議案第1号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔12番 浜田正敏君登壇〕

○12番（浜田正敏君）

発議案第1号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年3月27日

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 浜田正敏  |
| 賛成者 | 〃       | 中村良夫  |
| 〃   | 〃       | 松本展国  |
| 〃   | 〃       | 白杵克身  |
| 〃   | 〃       | 廣瀬擁   |
| 〃   | 〃       | 大桃一浩  |
| 〃   | 〃       | 佐藤孝   |
| 〃   | 〃       | 葛西博之  |
| 〃   | 〃       | 岩野一則  |
| 〃   | 〃       | 本間武雄  |
| 〃   | 〃       | 熊谷実   |
| 〃   | 〃       | 祝優雄   |
| 〃   | 〃       | 竹内道廣  |
| 〃   | 〃       | 大澤祐治郎 |

相川測候所の存続を求める意見書

2006年6月30日、閣議決定された「国の行政機関定員の純減」方針により、全国に46箇所ある測候所が原則廃止されることになりました。

気象庁は、（１）自動観測システムの導入による無人化とする、（２）無人化が困難な火山監視や高層気象の観測などの業務は近隣の気象台などの要員を集約して継続するので、各種気象情報サービスに支障はないと言っています。

しかし、測候所は地域住民に対し気象の知識をわかりやすく解説し、荒天時には気象台に実況を伝達し、



注警報や気象情報に即時に盛り込ませる等の気象業務を実施しております。測候所の職員がいなくなることは、当該地の地形や実況を考慮した適切な解説や即時的な注意報・警報などの気象情報の伝達ができなくなることは明らかなです。

特に佐渡は離島という不利な条件のもとでの漁業、農業、観光が基幹産業であり、天気予報や気象情報は生活と深く結びついています。行政の効率化のみ優先し、測候所がなくなることは防災体制の弱体化、地域住民へのきめ細かい気象サービスにも大きな影響を与えます。

よって、次のことについて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

#### 記

1. 常勤職員配置による相川測候所を存続すること。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第77号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間春子さんの任期が平成19年6月30日をもって満了するので、再任をお願いしたところ、就任していただける意向であります。引き続き人権擁護委員の立候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第78号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第78号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第78号についてご説明します。

佐渡市教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、佐渡市教育委員会委員、中川哲昌氏の任期が平成19年5月7日をもって満了するので、その後任として菊池栄一氏を佐渡市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号 佐渡市教育委員会委員の任命については、これに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第79号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、議案第79号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第79号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成19年5月7日をもって満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、佐渡市固定資産評価審査委員会委員6名の選任について議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

#### 日程第8 議員の派遣について

○議長（梅澤雅廣君） 日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の見聞を広め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するため、平成19年度において各常任委員会単位を原則に先進地の視察研修を行うものとし、視察研修の目的、場所、人員、その他必要な事項については当該委員会等において協議、決定の上、議員派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決しました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 先ほどの固定資産評価審査委員について6名は議決されましたけれども、名前がないと、これはどなたが6名なのか、議事録に載らないと困るのでは、人事のことですから。だれを推薦して、だれを6名なのか、第三者にはわからないと思うので、議長の方において、議員は全部わかりますけれども、善処していただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 善処します。（555頁に掲載）

---

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

去る3月2日に招集いたしました平成19年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつでございます。

本定例会では、条例の制定及び補正予算、平成19年度予算に関する議案等、全部で83議案についてそれぞれご審議、可決をいただき、大変ありがとうございました。

平成19年度につきましては、施政方針で述べたとおり、9項目の重要施策を掲げ、市民の皆様と力を合わせて、「美しく、環境にやさしい島づくり」、「賑わいの島づくり」に向けて努力をしまいたいと考えております。

3月25日の能登半島地震は、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。幸いにも佐渡市は被害がなかったようでございますが、今後とも安心、安全なまちづくりに努力をしまいたいというふうに考えております。

また、今議会における多くの意見並びにご提言につきましては、真摯に検討させていただき、今後の市政執行に生かしてまいりたいと思っております。議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。(拍手)

---

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいま固定資産評価委員が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） それでは、そのようにさせていただきます。(555頁に掲載)

---

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成19年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 6時05分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月27日

議 長 梅 澤 雅 廣

副 議 長 金 子 克 己

署 名 議 員 小 杉 邦 男

署 名 議 員 川 上 龍 一